

# 時事新報

第三千三百八十二號  
明治廿五年六月三十日 木曜日  
舊曆壬辰六月廿七日 (癸巳)  
日出版四時三十分  
月出版四時三十分  
年出版九時三十分  
西曆一千八百九十二年

時事新報定價  
本報新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物  
價報あり其代價送送料廣告料は左の如し  
○一箇月五元五角 ○三箇月十五元 ○六箇月三十元  
○一年六十元 以上各料は外埠に在るは郵費を加ふ  
○本報社在東京市本町二丁目  
○電話號碼三三三番

本社(寄稿)付  
東京府下を始め各府縣に通信社二あるものありて通  
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を  
撰するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨  
り時事新報社は社費並に通信員多きを以て斯類の社  
通信を故難せず世間往々此事を知らずして通  
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信  
する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も亦  
本社に向け發送せんとする方直接に

### 時事新報

#### 神社佛閣の維持法

日本の山川風物は世界萬國に冠絶して外人をして來遊  
の心を惹きしむる一の動力たるは疑ひもなき所なれど  
も抑も山川風物は天然の裝置にして國土に固有するも  
のなれば敢て誇るに足らず眞實日本人の美妙なる意匠  
を發し彼をして感服せしむ可きものは工藝美術の技  
術にして就中、古代の建築に係る神社佛閣の構造の如  
きは其模範として見る可きものなる可し左れば外人の  
來遊を促して今後ますます其足跡の繁からんことを欲  
するに我工藝美術の模範とも云ふ可き神社佛閣を保  
存して來客の心を満足せしむるの計畫も大切なる可  
きに然るに王政維新の當初に於て一時狂熱を逞みした  
る漢學者國學者の排佛論は古代より有名なる文字伽藍  
に於て其美觀を損じたるのみならず其餘勢は國民の  
信仰心を動かし國學者流の最も尊信する國內有数の  
神社佛閣も維持の困難を感ずるに至り遂に全國の神社  
佛閣を擧げて目下の有様に陥らしめたるも是非もな  
き大筋なれ若し今日この儘にて經過するときは日光の  
神廟を始めとして國中有名な神社は無餘、京都奈良  
の名社古刹の如き次第に維持に困難して數年の後には  
毀敗を極め遂に日本の模範を失ふに至るや底も可らず  
國人の最も注意すべき所なり故に神社佛閣の維持は目  
下の急として扱ふべき方法を案するに信仰者の喜捨に依  
て之を維持するは今の社會に望む可き非ざるは蓋し  
其の手段は其所在地なる府縣市郡の公費を以てするの  
方法にして例へば京都の神社佛閣は京都市民の負擔と  
して之を維持するもなれども限りある公費を以て限  
りなき維持に供するは到底永久に堪ふ可き非ざる  
其所在地の位置に就て云ふときは京都の神社佛閣は京都  
の所有物なるが如くなれども實際は日本の偉觀として  
外國に向て國光を發揚するものなるが故に之を日本の  
神社佛閣と云ふも不可なく即ち國有の性質を備ふるも

のなり果して然らば之を維持する方法は國の政府に  
て引受け其費用は國庫より支出して差支なかる可し其  
方法は今の遼東河川の如くにして一地方の小社團にし  
て地方人民の寄進もしくは公費を以て維持して差支なき  
ものは之を其地方の便宜に一任するも國中有名な名社  
巨利にして維持に困難なるものは之を國庫の負擔とし  
て永久の保存法を講るも至當の處置なる可し日本の  
偉觀を永久に維持し外に對して國光を發揚するが爲め  
とあれば一般の國民に於ても異議なかる可し我輩の  
敢て信する所なり國庫に負擔するを第一として更に第  
二の方法を云へば神社佛閣の維持法に限りて富強を許  
すは是れなり徳川幕府の時代には神社の保存費を許  
るの方便として特に富強を興行するの習慣あり經濟の  
運用甚だ妙なるものありしに明治の政府と爲りては其  
種々の如何を問はず一切富の興行を禁じたるより從來  
その保存費を富強に托したる神社は益々維持の困難を  
感したるが如し抑も富の制限は如何の趣旨なるや知る  
可らず雖も我輩を以て想像すれば勢力と報酬と相伴  
ふは經濟の法則なるに富強なるものは此法則に反して  
勢せざるものに對し報酬を興ふるの姿なれば人民を忘  
情の風に導くの恐ありと云ふに外ならざる可し普通の  
場合に於ては或は然らんと雖も本來神社佛閣の建立維  
持は人々の隨意信仰に成るものにして勢力報酬を以て  
經濟上の法則を云々す可きものに非ず左れば其維持法に  
限りて富強を行ふも之が爲めに人を怠惰ならしむるの  
弊害なきは勿論、一方に於ては人々喜んで錢を投ずる  
其一方に於ては神々餘裕あるの維持費を得るの便利あり  
とすれば此上の好方便は有る可らず我輩は其維持法  
の一として是非とも富強公許の事あらんことを希望す  
るものなり前來述べたる如く今後外人の來遊は益々  
れを促して國益を謀るの必要ある上は我工藝美術の模  
範として外人に對して國光を發揚す可き神社佛閣の維  
持保存は益々目下の急にして寸時も忽ちす可らざる  
を祈る可きなり

### 官報

○東京府告示第五十五號  
本年十月小學校教員乙種檢定並幼稚園保母試驗施行  
明治二十五年六月二十九日  
東京府知事富田鐵之助

### 雜報

○出雲丸船長に對する判定  
據報の如く昨日午前十時  
十分より運信省海軍部東京船務司檢所に出雲丸船長  
の公判廷を開き審問主任司檢官伊東治三郎氏正面に  
座司檢官横井時庸、同若幹幹一の兩氏主任官の兩側に  
着席し船長南出映之氏は審問三ツ揃のヒヤスコー  
トを着し呼出に應じ伊東主任官と相對して着席するや  
伊東氏は直に左の判定書を讀み聞かせ受書を出さしめ  
て閉廷せしが傍聽人は十餘名なりし即ち其判定書は左  
の如し

### 判定書

汽船出雲丸船長  
南出映之  
右は日本郵船會社所有鐵製噴車汽船船體四百四十  
六噸四七、公稱馬力七十餘を有する出雲丸に乘組執職  
中明治二十五年四月五日朝鮮國南岸所安祥嶺近傍に於  
て本船沈没の顛末遂に詳述  
四月三日午後二時朝鮮國清津浦振鏡同國釜山浦へ向け  
航行の途中翌四日午前四時頃より逐次南風猛烈烈惡と  
なり船體の動搖烈しく夜に入り風は西方に變じ其力亦  
減衰し天氣は驟雨として煙霧を帯び距離を認むるも  
不能は午後九時十五分に至りソノグイヤ群島と東ビ  
エークル岩の中間に於て本船の位置を測定し針路を東  
微南四分の一南に更へ所安祥嶺中なる古爾嶺レーヌ  
角に向ふ然るに其後潮流の如何を注意せず單に本船の  
推進力に據りレーヌ角に達するは翌五日一時後と  
推定し其以前には同角を左舷船首に認め得るの目的に  
て航途中同時三十分頃本船船首に碎波を認め直に  
能柄左舷一拆及機關全速後退の命を下したるも其効を  
奏するの暇なく乍らにして前船首部の船底暗礁に衝觸  
せり故に機關の後退を停め船體の水深を測らしめ船首  
に於て八尺機部及船尾に於ては手用測深機を連せ及後  
深なるを知らず及浸入水の模様を繪せしめ機部室及び  
船に於ては浸入水し船も前船に於ては後約二尺  
となりたるの報を得且つ船底の胸壁及破損は前船内に  
止まり而して該部は船底に在るを以て沈没の期愈々  
なり然れども到底其沈没を免れざるものと決意し直に  
端艇準備及浮具配附を命じ人命救助の計を爲さしむ  
雖も當時尙ほ船體の動搖烈しく激浪甲板を越え動作自  
由ならずして端艇の準備採取し漸く左舷即ち風下の  
端艇一艘は之を下したるに其際少しく破損を生ぜしめ  
船内殆んど満水となりたるに乗入るを肯するの船客なく  
其他の端艇は尙ほ準備中遂に船首暗礁より脱却して  
海中に墜り船體前方に傾倒し遂に全部沈没せり此時五  
日午前大約四時十五分なりと然るに先に下したる  
端艇一艘は船員三名乗入り本船を離れて海上に在り船  
客石崎岩藏及船長外船員七名は沈没の際船外に出で  
漂流中各其端艇の救助に依り幸ふも沈没の際船外に出で  
る船客二十八名船員二十六名の生死不明なりし事  
實船長以下助命船員一同及船客石崎岩藏の審問口供に  
據り明白なりとす仍て判定するも左の如し

船長は順風激浪に乘じ夜中煙霧を冒してレーヌ角に接  
近するに當り單に推進力に據り同角に達するは五日  
午前一時後と確信し深く潮流の風壓の如何を顧慮せず  
して航進し遂に本船を暗礁に乘つけ沈没に至りたる  
は職務上の失錯なりとす又其乗揚後に至りては直に  
人命救助に着手したりとす雖も激浪の爲め船體の動搖烈  
しく且つ沈没の期意外に急遽なりしに因り救助の効を  
奏する能はざりしものと認定す  
右の理由なるに依り西洋形船々長運轉手續圖手宛狀規  
則第十條第二項及船長南出映之氏所訂の本船狀今  
二箇年間停止す  
明治二十五年六月二十九日  
審問主任船務司檢所司檢官 伊東治三郎  
審問參座船務司檢所司檢官 横井時庸  
同 若幹 幹一

右の判定承認候條直に執行すべし  
通傳大臣伯耆 後藤兼次郎  
○伊豆七嶋に擡車職權 從來八丈嶋其他にて船民より  
訴願を提起せる時は大體地役人にて之を裁判し來り  
たる事なりしが近頃一時に民刑兩訴訟の並起が如き  
事往々ありて右の場合には地役人一人にして民、刑兩  
裁判を爲さざるべからざれば不都合も尠からずとて邊  
境菊池大嶋地役人よりの側出に對し其筋にては裁判所  
構成法施行條例第十二條に因り區裁判所設置管分選  
査を以て刑事上擡車の職務を代用せしむる事と爲した  
る由なり

○新舊廣告法 西洋諸國に於ける廣告法の發達は實に  
驚くの外なく新舊更に新奇を加へて尋常一様の手  
段にては人目を惹き  
今や廣漠たる穹天  
するに至りたりとせば  
はなし我邦も目今  
張紙引札等の類  
目今既に引札を店  
ければとて種々の  
々新聞外として  
布せしめ或は電  
一のものに片假名  
のものを貼附して  
かどて急ぎ封緘を  
しくは料理屋等の  
と暖居れるが廣  
○蒸氣二輪車 北  
クランソンソーヤ  
器械を仕掛けて之  
度運轉器械博覽  
長十八吋、幅六  
油又は發煙石炭よ  
近著の英國雜誌に  
○英國汽船ハイホ  
の汽船ハイホン  
シャアンマセン  
等より砂糖を運  
が先般船長を交代  
月廿二日臺灣砂  
廿八日午前二時頃  
ち石室燈臺を距  
に向て沈没したれ  
トに乘移り又は泳  
たり而して該船の  
も辨せざる程なり  
分か航路を誤りし  
事なれば到底助か  
話によれば船の食  
たれば萬一破損の  
する事も無るべし  
を電報にて  
望みなきもの、如  
に沈没する英國軍  
室時に向て出帆し  
此の報横濱に達す  
下田に出張し昨二  
て更員二名を派出  
程にて積荷の砂糖  
ありといふ

○第二停止 停止  
りしを以て来る七  
社より第二停止と  
於て重に桓天皇  
平城天皇の生誕及  
りて本題の田村實  
られたるのみ然れ

○第二停止 停止  
りしを以て来る七  
社より第二停止と  
於て重に桓天皇  
平城天皇の生誕及  
りて本題の田村實  
られたるのみ然れ